

2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノールの今後の対策について(案)

平成18年7月4日(火)
中央環境審議会環境保健部会
化学物質審査小委員会

I. 検討の経緯等

化学物質審査規制法（化審法）の第一種監視化学物質（難分解性を有しかつ高蓄積性があると判明した既存化学物質）に指定されている2-(2H1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール（官報公示整理番号：5-3580、5-3604、CAS No. 3846-71-7）（以下「当該物質」という。）については、薬事・食品衛生審議会、化学物質審議会及び中央環境審議会における審議等において、平成18年1月13日、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれ（長期毒性）がある」と判定された。この結果、化審法第2条第2項に基づく「第一種特定化学物質」の要件に該当するため、速やかに「第一種特定化学物質」として政令指定し、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するための所要の措置を講ずる必要がある。

II. 第一種特定化学物質指定に伴う今後の具体的措置について

第一種特定化学物質に指定されると、当該物質の製造及び輸入は許可制に移行し（法第6条、第11条）、当該物質の使用についても政令で定める用途以外の用途への使用が禁止される（法第14条）とともに、当該物質を使用した製品の輸入についても規制される（法第13条）ことになる。

今般、当該物質を第一種特定化学物質に指定するにあたり、当該物質の製造・輸入、使用及び使用製品の輸入の規制にかかる考え方は以下の通りである。

1. 当該物質の製造の規制について

当該物質は日本国内で年間約120トン製造され、そのうち約30トンが国内で使用されている。平成17年11月18日に開催された3省合同審議会¹において「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある」可能性が示されたことを受け、国内製造者は平成18年1月13日までに製造を停止し、今後製造を行わないとの意向を示している。このため、現時点で製造の許可を必要とする事態は見込まれないものと考えられる。

2. 当該物質の輸入の規制について

当該物質が平成16年9月22日に第一種監視化学物質に指定された後、国内製造・販売者が新規顧客への販売を中止する等供給を絞り始めたこと等を受け、数百kgの輸入が行われたが、平成17年11月18日開催3省合同審議会において長期

¹ 平成17年度第7回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会第49回審査部会及び第50回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会合同会合

毒性の可能性が示されたことを受け、輸入者は今後輸入を行わないとの意向を示している。このため、現時点で輸入の許可を必要とする事態は見込まれないものと考えられる。

3. 当該物質が使用されている場合に輸入することができない製品の指定について

(1) 製品指定の考え方

第一種特定化学物質の指定に伴って、当該第一種特定化学物質が使用されている製品で国内に輸入されるおそれのあるものについては、海外における使用の状況等を考慮して、当該製品を政令指定し、輸入を禁止することになる（化審法第13条）。

これは、①国内におけるそれまでの第一種特定化学物質の使用状況及び第一種特定化学物質が使用されている製品の輸入状況

②海外における第一種特定化学物質の使用状況

等からみて、我が国に輸入されている（又はその可能性のある）製品中の第一種特定化学物質が、当該製品の使用等を通じて環境中に放出され、汚染を生ずる可能性がある認められる場合において、当該製品を政令指定し、第一種特定化学物質を含有する製品の輸入を禁止するものである。現行政令では、9種類の第一種特定化学物質に関し、のべ26項目の製品について指定している²が、その具体的な製品の選択に当たっては、従来から以下の考え方に拠って個別に判断しているところである。

【政令指定の考え方】

第一種特定化学物質が使用されていると考えられる製品のうち、次の①及び②の基準に該当するものについては、政令指定し、輸入を制限することが適当であると考えられる。

①次の要件のいずれかを満たし、国内に輸入されるおそれがあること。

(ア) 第一種特定化学物質が使用されている製品を過去10年以内に輸入していたことが実績又は公電、公文書、海外規格若しくはこれらに準ずる性格を有する情報（以下、「実績等」という。）により認められるとき。

(イ) 第一種特定化学物質が使用されている製品が過去10年以内に海外において生産されていたことが実績等により認められるとき。

(ウ) 第一種特定化学物質が当該製品に使用されていることが一般的であって、過去10年以内に日本国内で第一種特定化学物質が使用された当該製品の生産の

² 現行の政令（法施行令第3条）の規定については参考資料6参照。

実績があるとき。

(エ) ただし、(ア)、(イ)、(ウ)の要件に合致するものであっても、下記の要件のいずれかに該当する場合は、掲名の対象から除外するものとする。

(a) 関連製品等との競合による制約により、今後、輸入されるおそれのないもの。

(b) その後の技術的進歩等により、今後、海外において生産される可能性のないもの。

(c) 国内規格、商慣行等の理由で、今後、日本に輸入されるおそれのないもの。

②次の要件のいずれかを満たさないため、輸入を制限しない場合には、環境汚染のおそれがあると考えられること。

(ア) 当該製品の使用が、環境へ直接放出される形態をとるものではないこと。

(イ) 使用から廃棄に至る間の管理体制が確立されていること。

(ウ) 廃棄が適切に行いえるよう制度的に担保されていること。

(2) 輸入規制製品の指定

当該物質の使用製品に係る製造・輸入の状況については別紙1のとおり。これを上記考え方に照らせば、当該物質の使用製品であって輸入を制限すべき製品として以下の8品目を指定し、輸入を制限することが必要であると考えられる。

1. プラスチック樹脂成型品
2. 特殊合板（化粧板）
3. ワックス
4. 塗料
5. 接着剤
6. 印刷・感光材料（グラビアインキ、インキリボン、印画紙添加剤、感熱フィルムラベル、昇華型熱転写記録材）
7. シーリング剤、補修剤
8. 芳香剤

【使用製品の指定の理由】

上記品目については、当該物質が使用されている製品が過去10年間に海外に

において生産されていたことが実績等により認められるとき（政令指定の考え方①（イ））及び、当該物質が使用されていることが一般的であって、過去10年以内に日本国内で当該物質が使用された製品の生産の実績があるとき（政令指定の考え方①（ウ））に該当し、輸入を制限しない場合には、環境汚染のおそれがある（政令指定の考え方②に該当）と考えられることから、政令指定する（詳細は別紙1参照）。

なお、「プラスチック樹脂成型品」に含まれる品目は、建材、自動車部品など多岐にわたる（別紙2参照）ことから、その具体的な品目については政令とは別途、例えば通知等にこれを列記し、周知徹底を図ることが適当である。

4. 当該物質を用いることが可能な用途について

第一種特定化学物質については、他の物質による代替が困難であり、かつ、主として一般消費者の生活の用に供される製品の製造・加工に関するものでないことその他環境の汚染を生じるおそれがないとして政令で定められる用途を除いて、その使用が禁止される（法第14条）。

当該物質は紫外線吸収剤として、不飽和ポリエステル樹脂を始め、ポリカーボネート、ポリオレフィン、ポリアミド、塩化ビニル樹脂、ポリアクリル酸エステル、ポリメタクリル酸エステル及びポリアセタール樹脂に微量添加されている。これら樹脂の成型品等の用途はプラスチック建材、自動車部品、塗料等多岐にわたるが、いずれの用途においても代替が困難であると認められるものではなく、現時点においては例外的に使用を認めるべき用途はないものと考えられるため、法第14条の規定に基づく用途指定を行う必要はないと考えられる。なお、当該物質の使用について、昨年11月18日開催3省合同審議会において長期毒性の可能性が示されたことを受け、国内使用者は今後使用を行わないとの意向を示している。

5. その他の措置

(1) 回収等

第一種特定化学物質として指定を行うにあたり、環境汚染の進行を防止するため特に必要があると認められる時は、必要な限度において、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、当該物質又は使用製品の製造又は輸入事業者に対し、使用製品の回収等の措置を命令すること及び当該物質の製造若しくは輸入又は使用の制限に関し必要な勧告をすることができることとされている。（法第22条第1項、法第29条第1項）

現時点で得られている、当該物質による環境汚染に関する情報（下記（2）参照）によれば、直ちに特段の対応を要する状況とは認められない。なお、使用製品の中でも、不飽和ポリエステル等プラスチック樹脂成型品には、通常使用の状態において専ら水や洗剤に触れる等、溶出が起りやすい環境において用いられているものもある。

このため、国立医薬品食品衛生研究所等において溶出試験³を行うなど、安全性の評価を行ったところ、溶出に伴う人に対する直接曝露及びそれに伴う健康影響は想定されないレベルであった。以上から、現時点で当該物質及び使用製品の回収等を命令する必要はないものと考えられる。

また、当該物質の製造・輸入、使用については、昨年11月18日開催3省合同審議会において長期毒性の可能性が示されたことを受け、国内事業者は、今後製造・輸入、使用を行わないとの意向を示しており、当該物質の製造若しくは輸入又は使用の制限に関し必要な勧告を行う必要性は認められないものと考えられる。

(2) 環境モニタリング

環境省は、当該物質の有害性について「第一種特定化学物質」相当であるとの結果が得られたことを踏まえ、当該物質の環境中濃度（水質）の測定を行った。

その結果、全国の河川・港湾等44地点、152検体のうち、40地点、142検体についてN.D.（検出下限値0.082ng/L）であった。また、検出された10検体の濃度は0.084～30 ng/Lであった。当該情報は、分析法の妥当性等についてさらに検証が必要な速報値であり今後修正の可能性のあることに留意が必要であるものの、この検出状況については、他の第一種特定化学物質の環境中濃度と比較しても特段高いレベルであるとは認められない。

環境省は今後、今回の分析結果の検証・確定を行うとともに、他媒体（底質、生物中の濃度等）も含め当該物質に係る環境中濃度モニタリングの継続的な実施を検討していくこととしている。

³ 国立医薬品食品衛生研究所等の溶出試験結果については参考資料2参照

Ⅲ. これまでの経過と今後のスケジュール

- (1) 当該物質の安全性点検等にかかる経緯
- 1996年12月 分解度試験終了。
 - 1997年 1月 化学物質審議会審査部会において難分解性の判定。
 - 1998年 9月 濃縮度試験終了。
 - 11月 化学物質審議会審査部会において高濃縮性の判定。
 - 12月 通商産業公報において、濃縮性が高いと判断される化学物質である旨公表。
 - 2002年 6月 28日間反復経口投与毒性試験終了。
 - 2003年 5月28日 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）改正。難分解性かつ高濃縮性であると判明したが人又は高次捕食動物への長期毒性の有無が明らかでない既存化学物質を、第一種監視化学物質に指定し、製造数量等の届出等を義務付ける制度を新設。
 - 2004年 4月 1日 改正化審法施行
 - 2004年 9月22日 第一種監視化学物質に指定。
 - 2005年 8月 52週間反復経口投与毒性試験終了。
 - 2005年11月18日 平成17年度第7回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会第49回審査部会及び第50回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会合同会合において、「継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがある」可能性を示唆。
厚生労働省、経済産業省及び環境省は当該物質の製造・輸入者及び使用者に対して、当該物質の今後の取扱いについて照会を行うとともに、販売先等に関する情報の提供を室長名文書にて要請。
 - 11月21日 当該物質の製造等実態調査に対する協力を3省HP及び業界団体を通じて呼びかけ。
 - 11月25日 製造・輸入者及び一次使用者に対する説明会を開催。
 - 12月21日 川下ユーザーへの連絡が遅れている事業者について当該物質を含有する商品名をHPを通じ公表。2次、3次使用者に対し情報提供を行うとともに調査への協力を要請。
 - 2006年 1月13日 薬事・食品衛生審議会、化学物質審議会及び中央環境審議会において、「継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがある」として第一種特定化学物質として指定することが適当であるとの結論。

1月18日 当該物質の取扱い事業者名及び商品名について、既に製造・輸入を終了している事業者も含め公表し、使用者への注意喚起を実施。

(2) 今後の予定 (参考)

平成18年7月4日 中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会で審議
(化学物質審議会は6月30日審議済み、薬事・食品衛生審議
会は7月11日審議予定)

7月上旬 政令案の策定

7月中旬～8月中旬 政令改正案に対するパブリックコメントの募集

8月中旬～10月中旬 TBT通報

10月末を目処に政令等公布

19年 4月末 政令の施行

2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール使用製品の製造・輸入状況及び政令指定の理由

(1) 当該物質の用途

当該物質は、主に不飽和ポリエステル樹脂、ポリカーボネート、塩化ビニル樹脂、ポリアクリル酸エステル、ポリアセタール、ポリオレフィン、ポリメタクリル酸エステル、ポリアミドに紫外線吸収剤として 0.02～2%程度添加されている。これらの樹脂を成型加工等して、建材、自動車部品等のプラスチック樹脂成型品が製造される。プラスチック樹脂成型品中において当該物質は、樹脂に取り込まれた状態で存在すると考えられる。

また、プラスチック樹脂成型品以外にも、印刷・感光材料や塗料といった製品にも使用されているが、いずれも紫外線吸収を目的としている。具体的な用途は以下のとおりである。

【当該物質の用途】

- ① プラスチック樹脂成型品
- ② 特殊合板（化粧板）
- ③ ワックス
- ④ 塗料
- ⑤ 接着剤
- ⑥ 印刷・感光材料（グラビアインキ、インキリボン、印画紙添加剤、感熱フィルムラベル、昇華型熱転写記録材）
- ⑦ シーリング材、補修材
- ⑧ 芳香剤
- ⑨ コーティング材（床、合成レザー等）
- ⑩ 防水施工用樹脂
- ⑪ UV加工用溶剤

(2) 国内における当該物質使用製品の製造の状況

厚生労働省、経済産業省及び環境省の調査によれば、当該物質の用途別の出荷量は以下の通りとなっている。プラスチック樹脂成型品向けの出荷が最も多く、国内出荷量全体の約7割程度を占めている。

表－1 国内出荷量と用途別内訳

(単位：トン)

	国内供給量		うち用途別出荷量					
	国内出荷量(原体輸入含む)	輸入量(樹脂混入の状態)	プラスチック樹脂成型品	印刷・感光材料	塗料	接着剤	輸出(樹脂混入の状態)	その他
平成 14 年度	28.2	0.5	20.5 (71.4%)	1.3 (4.5%)	1.1 (3.8%)	0.1 (0.3%)	0.7 (2.4%)	5.0 (17.2%)
平成 15 年度	28.6	0.4	20.8 (71.7%)	1.4 (4.8%)	1.4 (4.8%)	0.1 (0.3%)	0.9 (3.1%)	4.4 (15.2%)
平成 16 年度	29.4	0.3	19.9 (67.0%)	2.1 (7.1%)	1.1 (3.7%)	0.1 (0.3%)	1.1 (3.7%)	5.4 (18.2%)
平成 17 年度 (※)	13.9	0.3	10.9 (76.8%)	1.0 (7.0%)	0.5 (3.5%)	0.1 (0.7%)	0.3 (2.2%)	1.4 (9.9%)

(※)平成 17 年度は 10 月までの実績

(厚生労働省、経済産業省及び環境省調査)

用途別出荷量の()は国内供給量(国内出荷量+輸入量(樹脂混入の状態))に対する比率

その他の用途には防水施工用樹脂、ワックス、化粧合板等が含まれる。

プラスチック樹脂成型品については、具体的には以下の用途に使用されている。

① 建材

プラスチック樹脂成型品向け出荷量のうち、約 6 割程度が建材向けとなっている。主に、キッチンカウンター、浴槽といった水回り関係、照明器具、床材、窓枠部材等に使用されている。建材用途への当該物質の出荷数量のうち、約 7～8 割程度が不飽和ポリエステル樹脂製品である。その他、アクリル樹脂、塩化ビニル樹脂にも使用されている。

② 自動車部品

主に、モール、シール材、その他内装・外装部品等に使用されている。使用樹脂は塩ビ樹脂が最も多く、自動車用途への出荷数量のうち、約 8 割程度が塩ビ樹脂製品である。その他ポリアミド、不飽和ポリエステル樹脂にも使用されている。

③ フィルム

マーキングフィルム（看板用、自動車ナンバープレート用）、建材用フィルム（家具等）に使用されている。

その他、電化製品・機械類部品や雑貨等（靴、スポーツ用品、眼鏡、ボタン、ファスナー部品等）にも使用されている。

なお、プラスチック樹脂成型品向けの出荷量のうち、主な用途別出荷量は以下の通りとなっている。

表－２ プラスチック樹脂成型品向け出荷量と用途別内訳

（単位：トン）

	プラスチック樹脂成型品向け国内出荷量	うち用途別出荷量			
		建材	自動車部品	フィルム	その他(※※)
平成14年度	20.5	11.5 (56.1%)	6.3 (30.7%)	1.3 (6.3%)	1.4 (6.8%)
平成15年度	20.8	12.1 (58.2%)	5.5 (26.4%)	1.3 (6.3%)	1.9 (9.1%)
平成16年度	19.9	12.8 (64.3%)	5.1 (25.6%)	1.2 (6.0%)	0.8 (4.0%)
平成17年度(※)	10.9	6.2 (56.9%)	3.3 (30.3%)	0.8 (7.3%)	0.6 (5.5%)

(※)平成17年度は10月までの実績。 (厚生労働省、経済産業省及び環境省調査)

(※※)その他は、電化製品・機械類部品や雑貨等（靴、スポーツ用品、眼鏡、ボタン、ファスナー部品等）

用途別出荷量の下欄の()はプラスチック樹脂成型品向け出荷量に対する比率

(3) 当該物質使用製品の輸入の状況

海外実態調査（1995年～2004年までの実績）の結果、過去10年間（1995年～2004年）で当該物質使用製品の製造又は輸出があった国は以下のとおりであった。

表-3 海外での使用製品の製造及び輸出の状況について

○ 調査対象国・地域数：134カ国

○ 回答国・地域数：72カ国

うち製造実績のある国・地域数：7カ国（具体的用途は以下の表のとおり）

国名・地域名	製造実績のある製品の用途	輸出実績のある用途
台湾	不飽和ポリエステル樹脂、硬質・軟質の塩化ビニル、ポリウレタン、ポリアミド	不明
エクアドル	塗料、プラスチック樹脂、化粧合板	塗料
ポーランド	不明	木用ワニス、塩化ビニル樹脂
韓国	酸化剤、安定剤、老化防止剤、触媒等工程安定剤、UV遮断剤、顔料、塗料、インク	不明
スイス	塗料、ワニス、接着剤、充填材	不明
デンマーク	塗料、充填材	塗料、充填材
ベネゼエラ	食用油の容器用プラスチック樹脂等	不明

※製造・輸出の実績があると回答のあった国・地域のみを記載

上記表から、海外においても当該物質は、プラスチック樹脂製品、塗料、ワニス、接着剤、充填材への使用実績があることが判明した。また、海外において製造された含有製品の輸出実績があるものも確認された。当該製品の我が国への輸出の実態については不明であるが、使用製品が我が国に輸入される可能性は否定できない。

なお、国内で製造され海外に輸出された当該物質の用途としては、最近では、プラスチック添加剤が9割程度及び塗料、カラー写真感光材料が1割程度との報告を受けている。

(4) 当該物質使用製品の政令指定の理由

	製造状況		輸入実績	政令指定	政令指定の基準	政令指定の理由
	国内	海外				
プラスチック樹脂成型品	実績あり	実績あり	不明	必要	①(イ),(ウ)及び②	本製品は国内で製造実績があり、海外でも製造実績があるため日本に輸入された可能性が高く、今後も輸入される可能性がある。
印刷・感光材料						
塗料						
接着剤						
化粧合板						
ワックス						
シーリング材、補修材						
芳香剤						
コーティング材	不明	不明	化審法上の「化学物質」に該当するため、輸入が行われる場合については、法 11 条に基づき、輸入の許可が必要。			
防水施工用樹脂						
UV加工用溶剤						

(※) 化審法の「製品」の定義（「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」⁴より）

次の①又は②に該当するものについては、「化合物」とはせず、「製品」として扱う。

- ① 固有の商品形状を有するものであって原則として当該商品が最終用途に供されるようなもの（例：合成樹脂製什器・板・管・棒・フィルム）
- ② 混合物のうち混合することによってのみ商品となるものであって原則として当該商品が最終用途に供されるようなもの（例：顔料入り合成樹脂塗料、写真感光材用乳剤）
ただし、当該商品が最終用途に供される用途であっても、化学物質の効用の維持又は向上、使用工程等の便宜のための形状の変化等、その効用の本質的変化を伴わないもの（例：安定剤、酸化防止剤の添加）ささいな調整（例：染料の色合わせ、いわゆる原末、原液の濃度の標準化）、包装・運搬・使用工程等の便宜のための形状・性状の変更（例：当該便宜のための溶解、粉末化、粒状化、塊化、スラリー化、湿潤化、アンチダスティング剤の添加）又は識別・転用防止（例：着色剤又は着臭剤の添加）等のために混合したものについては除く。

⁴厚生労働省医薬食品局長、経済産業省製造産業局長、環境省総合環境政策局長通知（平成 16 年 3 月 25 日付け薬食発第 0325001 号、平成 16・03・19 製局第 3 号、環保企発第 040325001 号）

「プラスチック樹脂成型品」に該当する製品の詳細

別紙2

【政令指定品目名】 プラスチック樹脂成型品					
分類	局長通知で指定する品目案	分類	局長通知で指定する品目案	分類	局長通知で指定する品目案
建材	浴そう(和風:84731、洋風:84732)	電化製品、機械類部 品	複写機、事務用オフセット印刷機及び謄写機の部品及び付属品(5918)	フィルム	スポーツバンド
	防水パン(24224)		音響部品(55619)[AV機器キア]		登山用具(9191)[トッキングステッキグリップ]
	浴室ユニット(2431211)部品[カウンター、壁、床]		電子部品(5599)[家電部品、自販機駆動部品]		ごみ箱(8594)
	調理台(83111)[キッチンカウンター]		電気掃除機(208)[掃除機用ホース]	シート[再起反射用シート]	
	洗面化粧台(84743)		工業用ベルト	フィルム[看板用マーキングフィルム、ナンバープレート用、表面保護フィルム、ガス管補修用フィルム、壁紙用フィルム]	
	便所ユニット(2431211)[ユニットトイレ板]		プラスチック光ファイバ製品(22321)[ケーブル被覆]	航空機ピストンエンジン(2812)部品[航空機エンジン部品]	
	流し台(83113)		複写機、事務用オフセット印刷機及び謄写機の部品及び付属品(5918) [プリンタスリプ、OA機器コントロールケーブル、OA機器キア]	[芝刈り機モノフィア部品]	
	照明器具(622)[照明部品]		カメラ部分品(65318)	プラスチック製容器(253)[耐食タンク、牧場用脱臭装置のケース、]	
	床パネル(24215)[床部材]		冷凍機・エアコンディショナの部分品及び付属品(561,562)[エアコン室外機部材]	プラスチック製袋及び箱(2536)[トラック工具箱]	
	屋根パネル(24211)[屋根材]		発電機(3011)[発電機部品]	容器の付属品(2578)[ショーケース枠材]	
	プラスチック製管(45221)[スプリンクラーチューブ、農業用パイプ、ビニールハウス用谷樋、フレキシブル管、工用ホース]		レジスタの部品及び付属品(5938)[レジスタコードシース]	ヘルメット(91254)	
	絶縁管(268413)		[携帯電話コネクタキャップ、携帯電話イヤホン部品]	水道メータ(6314232)部品[メータます、水道メータホックの蓋]	
	通信用電線・ケーブル(22124)[トラフ(地下ケーブル保護カバー)]		スプリンクラー設備の部品及び付属品(413838)[スプリンクラーチューブ]	遊具	
	[グレーチング]		[レーダーカバー、機械カバー、暴風カバー、ガソリンスタンド給油カバー、田植機カバー]	家庭用園芸器具(854)[園芸用縛り紐]	
	[ドレン]		建設機械の部品および付属品(39298)[重機用シフトグリップ]	合成繊維テント(95913)[防災テントシート]	
	てすりセット(24223)[てすり]		[非接触温度計部品]	緩衝用材料(25783)[物干し用緩衝材、マット材]	
	[窓枠、明かりとり、出窓カウンター]		ファンテーションカーメット(7825)部品[女性下着用部品]	机(8306)及びテーブル(8307)[テーブルエッジ]	
	[漁船船揚げレール]		プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド(9522)[ファスナー、ファスナーグリップ]	鳥獣用品(858)[ペット用餌皿滑り止め]	
	建築用構成部材(24229)[競馬場柵、家屋屋外目地材、戸当たり材、ビル等防水シート]		ボタン(9521)	[作業用保護眼鏡レンズ]	
	自動車部品	電子部品及びセンサー類(478214)[コントロールケーブル]	眼鏡枠(8646)[眼鏡耳当て]	製品名は日本標準商品分類の名称を記載 (): 日本標準商品分類番号 []: 事業者から報告のあった具体的製品名	
装飾品類及びモール類(478511)[モール類、モールつなぎ材、ラバー類]		くし(81241)[ヘアブラシ櫛部]			
ウエザストリップ(478513)		プラスチック製履き物(803)[シューズソール]			
窓わく(478512)[ベルトライン(窓枠用)]		カッター部品			
シート付属品(478521)		事務用クリップ・ピン(93931)			
自動車用エアコンディショナ(56211)		アルバム写真コーナ及び写真台紙(93532)[アルバムの中袋]			
シートベルト(478522)		スキー用具(9161)[スキーポールグリップ、ゴーグルパーツ]			
内装品類(478524)[シフトノブ、シフトグリップ、シフトブーツ、ハーネスカバー、トリム、アームレスト、座席フレームカバー、スライドレールカバー、ウインドパーテーション、シートレール、インナーウェザー、トノカバー、チューブ、トノカバー]		シャトルコック(91431)[バドミントンの羽]			
車体部品(478599)[外装シール材、フロントグリル枠、オーバーフェンダーカバー、オートバイクグリップ、保冷車ハッキン、特殊車両用ドアハッキン、台車・バス部材、トラック荷台用部品、窓・ドア・リヤコンビ等のプロテクター、空圧チューブ、燃料ライン用チューブ、エアサス用チューブ、エアロパーツ、ボンネットフード、トラック導風板、キャンピングカー外装、高所作業車ハケット、ワイパー部品、モーターインシュレーター、エンジンカバー、コンパインの注油装置]		ラケットストリング(ガット及び絹)(91415)[ガット]			
燃料ポンプ(281831)[燃料用パイプ]		サーフィン・サーフライダー用具(9165)[サーフボード、ウォーターライダー]			
懸架・制動装置部品(4784)[ブレーキ部品]					